

平成 30 年 11 月 29 日

託送供給約款認可申請書を受理しました

関東経済産業局は、平成 30 年 11 月 29 日に株式会社エナキス（法人番号 4100001010083）から提出された、ガス事業法第 48 条第 1 項の規定に基づく託送供給約款認可申請書を受理しました。

託送供給約款認可申請

託送供給約款認可申請は、託送供給料金やその他供給条件等を定める約款の認可を受けるために提出されたものです。今後は、関東経済産業局及び電力・ガス取引監視等委員会において、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査を行います。

なお、株式会社エナキスは平成 30 年 9 月 25 日にガス事業法第 36 条第 1 項の規定に基づく一般ガス導管事業許可申請書を提出しており、一般ガス導管事業許可申請についても、現在審査を行っております。託送供給約款認可申請も並行して審査することになりますが、今般の認可申請書受理は、一般ガス導管事業の許可を確定させるものではありません。

（本発表資料のお問合せ先）

関東経済産業局

資源エネルギー環境部ガス事業課長 酒寄 仁司

担当者：高橋、白井

電 話：048-600-0393（直通）

F A X：048-601-1298